

くらしのセミナー実施要綱

（目的）

第1条 「くらしのセミナー（出前講座）」（以下「セミナー」という。）は、講師を派遣し、消費生活の知識を普及することをもって、消費者問題に主体的に対応し、自主的に活動し得る消費者の育成を図ることを目的とする。

（派遣対象）

第2条 派遣対象は、次に掲げる団体・グループ等（以下「団体等」という。）が主催し、原則として10人以上が参加する学習会、講演会等（以下「学習会等」という。）とする。

- （1）市内に在住、在勤又は在学する者で構成された団体等
- （2）その他市長が特に認める団体等

（実施日）

第3条 実施日は、原則として次の各号に掲げる日を除く日とする。

- （1）1月2日～1月3日、12月29日～12月31日
- （2）土曜日、日曜日、国民の祝日及び振替休日

（実施時間）

第4条 実施時間は、原則として午前9時00分から午後5時00分までとする。

（手話通訳者の派遣）

第5条 学習会等の開催団体等から手話通訳の依頼があり、必要と認められる場合は、講師とともに手話通訳者（以下「通訳者」という。）を派遣することができる。

（申込み）

第6条 講師及び通訳者の派遣を希望する団体等は、原則として派遣希望日の1か月前までに、申込書等により消費者行政センターに申し込むものとする。

（依頼及び通知）

第7条 市は、セミナーの実施を決定した後、速やかに「くらしのセミナー講師依頼書」（第1号様式）により当該講師あて依頼するとともに、「くらしのセミナー決定通知書」（第2号様式）により当該団体等あて通知するものとする。

2 通訳者を依頼するときは、川崎市聴覚障害者情報文化センターで実施している手話通訳派遣制度により別途、依頼するものとする。

（変更等の報告）

第8条 第7条の規定によりセミナーの実施の決定を受けた団体等は、開催日時、場所その他申込事項に変更があったとき、又はセミナーを中止しようとするときは、

書面等により速やかに市長に報告しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

(報告)

第9条 セミナーを受講した団体等は、受講後1週間以内に市に学習会等の開催結果を報告するものとする。

(経費)

第10条 派遣講師に対する謝礼は、市が次の各号に掲げる事項に基づき予算の範囲内で負担するものとし、また、通訳者に対する謝礼は、市が依頼先の定める費用を予算の範囲内で負担するものとする。その他の経費は、受講団体等が負担するものとする。

- (1) 講演時間は下限を30分、上限を2時間とし、1時間以下は12,000円、1時間超は24,000円の金額それぞれに消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額を支払うものとする。
- (2) 謝礼金には、会場までの交通費、事務連絡郵送費等を含むものとする。
- (3) 講師より謝礼金の辞退の申し出があった場合は、支払わないものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成9年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は平成12年6月1日から施行する。
- 3 この要綱は平成21年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は平成27年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は令和3年2月8日から施行する。
- 6 この要綱は令和4年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は令和8年4月1日から施行する。

(団体名)

(代表者名) 様

川崎市長

くらしのセミナー講師依頼書

次のとおりくらしのセミナーを実施いたしますので、御講義くださいますようお願いいたします。

開催日	年 月 日 ()	
時 間	時 分から 時 分まで (時間 分)	
テーマ		
団体名称		
申込者	()	
連絡先	- - - -	
住 所	〒	
会 場	名 称	
	所在地	〒
	電 話	
予定人員	人 (受講年齢層 歳代)	
講師謝礼額		
備 考		

(所在地)

経済労働局産業政策部消費者行政センター

電話

FAX

(団体名)

(代表者名) 様

川崎市長

くらしのセミナー決定通知書

先にお申込みのありました「くらしのセミナー」について、次のとおり、決定いたしましたので、お知らせいたします。

開催日	年 月 日 ()
時 間	時 分から 時 分まで (時間 分)
テーマ	
講師名	
連絡先	— —
連絡事項	
特記事項	

(所在地)

経済労働局産業政策部消費者行政センター

電話

FAX